

許可申請 提出書類一覧

※提出区分の「○」は全て、「△」は備考欄●の条件に該当する場合に提出が必要となります。

綴じ順	書類の内容			提出区分	
	様式	内 容 等	備 考	宅地造成 特定盛土等	土石の堆積
1 許可申請書					
	第二	■宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	(省令第7条第1項、第2項、第63条)	○	—
	第三	■土石の堆積に関する工事の許可申請書		—	○
2 権利者全ての同意を得たことを証する書類					
	参考	■公図の写し ■土地登記事項証明書 ■権利者の一覧及び同意書	・公図は、謄写者、場所、年月日の記載があること。 申請区域を赤い線で明示すること。 ・同意書は、権利者ごとに作成し、印鑑証明書を添付すること。 (省令第7条第1項第10号、第2項第8号、第63条、細則第 条)	○	○
3 工事主の資力・信用に関する書類					
	第三 第五 参考	■資金計画書 ■残高証明書又は融資証明書 ■滞納なし証明書（市税） ■誓約書（暴力団関係、破産等）	・資金計画書は適する許可の様式を使用すること。 (省令第7条第1項第9号、第2項第7号、第63条、細則第 条)	○	○
	—	■住民票又は個人番号カードの写し ■直近3年間の所得税の納税証明書	● 申請者が個人である場合 ・個人番号は無記載又は黒塗りすること。 (省令第7条第1項第7号、第2項第5号、第63条、細則第 条)	△	△
	参考	■履歴事項全部証明書 ■役員の住民票又は個人番号カードの写し ■事業経歴書 ■直近3年間の法人税の納税証明書 ■直近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表	● 申請者が法人である場合 ・個人番号は無記載又は黒塗りすること。 (省令第7条第1項第8号、第2項第6号、第63条、細則第 条)	△	△
4 工事施行者の能力に関する書類					
	参考	■法人の履歴事項全部証明書 ■事業経歴書 ■建設業の許可通知書の写し	(細則第 条)	○	○
5 住民への周知措置を講じたことを証する書類					
	参考	■周知措置報告書	(省令第7条第1項第11号、第2項第9号、第63条、細則第 条)	○	○
	—	■開催の周知範囲が分かる位置図 ■開催案内資料 ■説明資料 ■開催結果の分かる資料（議事録等）	● 説明会開催の場合	△	△
	—	■配布範囲が分かる位置図等 ■配布した書面	● 書面配布の場合	△	△
	—	■掲示場所が分かる位置図等 ■掲示状況の写真 ■閲覧ページの写し（URL含む）	● 掲示及びインターネットによる場合	△	△

許可申請 提出書類一覧

※提出区分の「○」は全て、「△」は備考欄●の条件に該当する場合に提出が必要となります。

綴じ順	書類の内容			提出区分	
	様式	内 容 等	備 考	宅地造成 特定盛土等	土石の堆積
6	設計者の資格を証する書類				
	参考	■卒業証明書 ■実務経験証明書 ■資格、免許等の写し	● 高さが5 mを超える擁壁を設置する場合 ● 盛土又は切土をする土地の面積が1,500 m ² を超える土地における排水施設の設置する場合 (省令第7条第1項第5号、第63条)	△	△
7	構造計算書				
	一	■擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要(注1) ■構造計画、応力算定及び断面算定	● 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 ● 崖面崩壊防止施設を設置する場合 (政令第14条、省令第7条第1項第2号、省令第31条、第63条)	△	△
	一	■措置の概要、構造計画、応力算定及び断面算定等	● 土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置等する場合 ● 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合 (省令第7条第2項第2号、第3号、第32条、第34条第1項第1号、第63条)	－	△
8	安定計算書				
	一	■土質試験等に基づく地盤の安定計算書	● 渓流等において、高さ15mを超える盛土をする場合 ● 崖面を擁壁で覆わない場合 (省令第7条第1項第3号、第4号、第63条)	△	－
		■盛土の安定計算書	● 渓流等において盛土をする場合 (細則第 条)	△	△
9	大臣認定擁壁の使用を確認する書類				
	一	■認証証明書の写し ■施工計画が製品使用条件に適合していることを確認できる書類	● 大臣認定擁壁を使用する場合	△	△
10	工事土量を確認する書類				
	一	■土量計算書	・盛土、切土又は土石の堆積（最大時）の土量計算を、図面と照合できるよう作成すること。	○	○
11	排水能力を確認する書類				
	一	■流量計算書	・雨水の計画流出量と排水能力を、図面と照合できるよう作成すること。	○	○
	一	■放流先の接続承認を確認できる書類	● 新規に敷地外の排水施設等に接続する場合	△	△
12	その他書類				
	一	■現況写真	・盛土、切土又は土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにすること。 (省令第7条第1項第6号、第2項第4号、第63条)	○	○
	参考	■委任状	● 代理人が手続を行う場合 ・委任内容を記載し、印鑑証明書を添付すること。	△	△

注 1：崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付して下さい。

注：必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。

注：官公庁等が発行する書類については、取得から3か月以内のものを提出してください。